

第6回 森林・林業基本政策検討委員会（議事録）

日 時：平成22年6月3日（木）13：30～16：00

場 所：農林水産省 第三特別会議室

出席者

外部委員 岡田座長、有川委員、柿澤委員、川村委員、鮫島委員、白石委員、
善財委員、中島委員、野田委員、福田委員、森委員、吉田委員、
土屋委員、永田委員、井上委員

内部委員 牧元委員、矢部委員、肥後委員、本郷委員、小林委員

オブザーバー 梶山内閣審議官

舟山農林水産大臣政務官

島田林野庁長官、宮坂林野庁次長

事務局

○事務局

定刻になったので、ただいまより第6回森林・林業基本政策検討委員会を開催させていただきます。

それでは、開会に先立ち、舟山政務官にごあいさつをお願いします。

○舟山大臣政務官

今回いよいよ中間取りまとめに向けた最終盤の会合となった。改めてこの検討委員会での役割を確認させていただきたいと思うが、第1回の再生プラン推進本部において、赤松農林水産大臣から森林資源を活用して林業・木材産業の再生を図ること、そして、雇用を創出するために自民党時代に長く続いた法制度の抜本改正にまで踏み込んで、これまでの森林・林業政策を根本から見直すといった方向で検討すべきだという指示があった。これを受けて、委員には、今まで精力的に議論いただいていることに感謝を申し上げたい。

4月28日に改革の姿について、おおむね取りまとめていただき、これを前提にそれぞれのほかの委員会においても検討を深めていただいた。また、先日行われた予算の省内事業レビューにおいても、大体その方向での検討を進めているということで林野庁からも説明があった。今後の方向性については、ある程度固まったと思うが、外部の方々の意見を伺い、会議の冒頭に当たり今日の議論の整理という意味でも、3点ばかり指摘させていただきたい。

まず1つは、多分今日も議論があると思うが、人材育成検討委員会や森林組合等の検討委員会においても、フォレスターの位置付けについて、大分議論をしていただいていると思う。当面は、国や県の職員を活用するとしても、本来フォレスターというのはどうある

べきなのか、今までの議論から相当大きな役割がフォレスターにかぶってくる。そういう中で、どうあるべきかというのを明確にすべきではないかと思う。これは法定の資格にするとか、そういった議論を多分、今日もしていただくと思うが、そういう位置付け、そして、どういう人がフォレスターになるべきなのかといったことを、きちんと整理すべき。

人材育成検討委員会についても、しっかりとした資格を付与するべきではないかという問題提起がされたと聞いているので、今回の改革の重要なポイントの一つだと思う。そういう中で、今日また更に議論を進めていただきたい。

2点目はこれと少し関係するが、ただでさえマンパワーが不足している市町村において、本来市町村がやるべきという位置付けになっているものはたくさんあるが、現実なかなか市町村で動いていない状況の中で、更に責任がかかる仕組みとなる場合に、これへの対処、フォレスターに随分大きな役割がかかっていくわけだが、それだけで本当に大丈夫なのか。特に、地域主権が大きな流れになっている中で、国や県が市町村の本来業務にかかわり続ける仕組みの在り方、都道府県と市町村の関係について、やはりこの整理をしていかないと、なかなか現場が動かないと思う。

3点目、森林整備事業は一昨日、省内事業レビューの中でも話題として取り上げられた。昭和20年から森林整備事業をやってきたわけだが、これまで国費をつけて事業をやらせることばかりで、事業がどういう効果を発揮できたのか、林業の効率化がどう図られてきたのか、そういったところをきちんと分析すべきではないかということで、外部から随分意見が出されていた。今回の改革でそこがどう解決していくのか。あのときに私も、だからこそ今回、再生プランの中で新しい仕組みをつくっていくのだということを申し上げたが、やはりそういうことをしっかりと検証していく、説明していくことが重要だと思う。

そういう意味では、恐らく最初にきちんと人材を育成して、計画をつくって、その後に具体的にこれから加速度的に森林整備をしていくことになるだろうけれど、一方で現実問題として、3.8%吸収源対策をしっかりと果たさなければいけないという部分があるので、しばらくの間は効率化の努力の見直しをしながら、既存の間伐の対策、いわゆる国際約束を果たすための取り組みもしていかなければいけないという、それは並行してやるということで、なかなか折り合いが難しいが、そういうことになると思う。

そういう意味で、将来の改革後のあるべき姿、10年後はどうなるのか、そういったロードマップを選ぶ必要がある。その辺の手順についても、是非今日、意見を伺い、今後の具体的な進め方への足がかりもつくっていただければと思っているので、よろしく願いしたい。

○事務局

出席者紹介、資料確認等。

○座長

今日の進め方、おおよその時間配分を簡単に提案したい。大体的内容については、資料に基づいてと思っている。改めて申し上げますと、今までは改革の姿の素案あるいはドラフトみたいなことで言ってきたが、一応中間取りまとめというものをできるだけ成案として得たいということが今日の目標。それにかかわって、資料1、資料2、参考資料1を、ま

ず最初に事務局から説明いただきたい。

その後、前回、路網・作業システム検討委員会から、検討会の検討内容についての報告をしていただいた。それと同じように、今回は森林組合改革・林業事業体育成検討委員会の検討状況と中間取りまとめ段階での整理、人材育成についても同じように報告、国産材の加工・流通・利用の進み具合ないしはまとめの状況の説明をいただくことにしたいと思っている。

その後、少し意見交換をし、3時ぐらいあるいはちょっと前ぐらいに一旦休憩を挟みたい。今日のスケジュールは4時までなので、その間びっしりと検討をお願いしたいと思うが、1つ、先ほど実は舟山政務官からあいさつの中であったが、今日の検討会が中間報告に向けての最後の検討会になる。当初は実は6月にもう一回この検討会を開いて、きちんとした形でいわば本部としての農林水産大臣に中間まとめを報告したいと思っていたが、時間が非常にタイトになっていて、多分、今日がこの中間報告の最終的な検討会という位置付けになろうと思っているので、承知置き願いたい。

それでは、早速だが、事務局から資料の説明をお願いする。

○事務局

資料説明。

○座 長

続いて、各検討委員会におけるそれぞれの状況、ないしは現段階の到達点を、まずは森林組合改革・林業事業体育成検討委員会から願います。

○委 員

参考にしていただきたい資料としては、資料3の2～5ページまで。

全体を説明する前に経緯。当委員会は、この委員会より少し小さい、内部委員4名、外部委員9名の合計13名。2月16日に検討委員会を立ち上げて、5月26日の第3回まで3回の委員会を行っている。ちなみに第4回を6月11日に行うことになっている。

主に議論されたことは、今日示したように、大きく分けると施業の集約化について、それから、森林組合と民間事業体とのイコールフットィング、イコールフットィングというのは機会均等と言えると思う。それから、森林組合関係のその他のルールづくり、民間事業体の育成という大きく4点について検討している。

資料の見方だが、それぞれのところに黄色く色がついていて「○」で始まっているところが論点で、これについて3回にわたって議論し、その結果、今のところまとまったものが方向性ということで書かれている。

それでは、ごく簡単に現時点でまとまったところを説明する。初めに、2ページの施業の集約化について、ここは主に森林組合の役割について、それから、森林施業プランナーとフォレスターというのがあるが、その関係等についての議論がされた。

まず、森林組合の役割について、施業の集約化に向けた合意形成、具体のプランづくりを最優先の業務とすること、更に、系統としても今言ったような業務を最優先に取り組む旨を運動方針に位置付けて欲しいということを一応委員会としての合意事項としてある。

施業集約化の促進策についてはかなり議論がされたところだが、ここに書いてあるように、これまでと違い、施業の集約化に勢力を集中していただくことが必要なので、それについてはこれまでの仕組みと比べれば、新たな支援措置等を創設する中で、より厚い支援を行っていくことがまず必要ではないかということが、我々の現時点での結論。

次に、フォレスターとの関係、これについては冒頭に政務官からも意見があったが、当検討委員会でもフォレスターとの関係は非常に重要だと考えている。ここで方向性について修正を、一応、私自身の考えでは検討委員会全体としてということになると思うが、「森林施業プランナーが森林経営計画（仮称）を作成するに当たって、必要に応じて、フォレスターに指導、助言を求めることができるような体制を整備するべきではないか」とあるが、委員会の中で合意したと認識しているので、「必要に応じて」はとっていただきたい。

以上が、施業集約化のところでの現時点での合意点である。

次に、森林組合と民間事業者とのイコールフットィングの確保。これについては、ちょっと過激な言葉だという感じもするが、「囲い込み」という言葉が今の全体の姿にもあるが、そういうことをなるべく廃して、森林組合と民間事業者がともに同じ場に立って競争しながら、より多くの施業集約化や事業を行っていくためにはどうしたらいいかというところを議論した。

その中では、方向性としては3つ考えている。まず、(3) 事業実行の質の確保に関連して。これは主に林業事業体に関係したところだが、林業事業体の登録評価制度を導入すべきだと。この林業事業体の登録評価制度によって、事業者の質や実力が客観的に評価できるということを前提として、(1) と (2)、つまり施業集約化に向けた合意形成・計画づくりの段階と、その計画に基づいた事業実行の両段階において、森林組合とその他の林業事業体が同一の条件のもとで競争しながら事業を進めていこうということを目指している。

具体的に(1)については、今まで森林組合がかなり握っていた部分だが、民間事業者にも開放するという意味で、必要な森林情報を提供することを提言している。この条件は下にあるように、評価登録制度が前提である。

次に(2)。では、計画ができたとして、それを実行するに当たっての発注や事業実行についてのイコールフットィングについては、明確化と客観的な基準に基づいて事業者の選択を行うといった透明性を確保するというで、この部分のイコールフットィングを図っていこうということである。ここで重要なのは議論の中で出てきたが、明確化と客観的な基準を確実につくることを検討委員会としては強調している。

4ページだが、森林組合関係とかなり大ざっぱな形で書いているが、2つに分かれている。1つは、いわゆる員外利用の問題についてで、もう一つは、森林組合の会計制度の問題について。員外利用の問題については種々の議論が行われたところだが、ここではちょっとわかりにくいですが、方向性として書かれていることは、森林経営計画の作成がこれから進むだろうと。そこで計画に基づいて整備の実行状況が明確になったとしたときに、整備の計画に対しての実行状況が担保されている。つまり、適切に計画が策定され、実行されているという場合に限って、員外利用を可能とするような制度をつくるべきであろうということである。

一律にある数字で切るのではなくて、計画と実行との関係を行政庁の組合検査、もしくは

はその前の森林組合の総会手続の中などで判断する、チェックする中で、こういった員外利用をコントロールしていくということを考えている。ただし、このことについては、実際のルールづくりの議論がまだ分かれており、次回6月11日に更に具体的に検討することになっている。

続いて、森林組合の会計制度について。これについても、これまで透明性の確保、もしくはわかりやすさという面でいろいろな問題が指摘されてきた。これについては基本的には決算書類等について、組合員や外部の人たち、もしくは林業事業体にもわかりやすいような会計制度をつくっていくということが合意事項である。それと同時に、森林組合間の経営状況の比較ができるようなデータベースや、決算書類等の作り方についても検討していこうとなっており、このことについては、かなり留意的な部分が入っているので、ワーキングチームを設置することが合意されており、10月末ぐらいををめぐりに成案を得ることを考えている。

最後に、5ページの民間事業体の育成について。以上のような議論の前提は、民間事業体が健全に確実に育成され、数を増すということが条件になっている。その際重要なのが、現場作業員の研修の充実と書いてあるが、要するに、現場作業員のモチベーション、能力をいかに高めていくかということが非常に重要と考えており、1つは、現状で行われているような研修をなるべく整備すると同時に、登録制度をつくって研修修了者の更にキャリアアップのための一つの資格にするといったことが1点。更に、そのことが具体的に事業体の中で人事評価の対象になり、キャリアアップが図れるような条件を整備していくのが2点。3番目は、林業事業体そのものについて。事業体の立場から考えると、事業量が将来にわたってどのくらい必要なかということがわからないと、なかなか将来の計画を立てにくいということで、当基本政策検討委員会の意見ということで書かせていただいている。民有林・国有林それぞれの将来事業量が市町村単位ぐらいで明確になるような形を検討していただきたいということを、ここでは述べておきたいと思う。

以上、簡単に述べたが、もう少し、座長としての個人的な見解を述べさせていただくと、議論の中でもずっと出てきたことなのだが、1つは、施業集約化にこれから森林組合ないし林業事業体も含めて集中していくということが、すべての起点であると考えている。そのためには、片方で施業集約化に集中できるような、ある意味で規制的な仕組みをつくると同時に、施業集約化をすることによっていろいろなメリットを得られるという条件をつくっていくこと。具体的に言うと、一番初めに挙げたような、支援措置が充実することが必要だと考えている。

もう一点、フォレスターの関係について、この中で説明したものにも含まれているように、施業プランナーが独自で、もしくは市町村が支援するような形だけで行うことは、かなり不可能ではないかと個人的には考えている。そうすると、どうしてもフォレスターがそこでどのように施業プランナー等、もしくは森林組合等を支援していくかということが重要になってきて、その資格などの制度化といったこと、資格化といったことの明確性が必要なのではないかと考えている。

以上で、御報告を終わりたいと思う。

○座 長

それでは、続いて、人材育成検討委員会についてお願いしたい。

○委員

今まで3回の検討委員会を持って、そこで議論してきたことというのは、まず、3つのレベルで人材育成を検討するということである。1つは、フォレスター。市町村行政を補完し、森林施業プランナーや森林所有者等を指導・助言していくフォレスター。次は、森林施業プランナー。集約化施業を推進し、森林所有者のために今の森林経営計画を自らが中心となって作成する森林プランナー。それから、路網作成オペレーター等の技術者や技能者という3つのレベルで人材を育成していこうというところで議論が進んできている。

フォレスターの業務内容についてだが、フォレスターというのは市町村長の要請に応じて、以下の事項について市町村に対して技術的な助言・指導を行う者と考えている。それは3つあり、市町村森林整備計画の樹立及び伐採後の造林計画の変更命令等、森林施業の勧告等、それから、森林施業の受委託を促進するための援助、森林経営計画の認定、それから、森林経営計画の実行管理等と実行結果の評価。更に、フォレスターは、森林施業プランナーや森林所有者等に対して技術的な助言・指導を行う。

本日、配付されている資料では、資料3の6ページ目にどのように森林経営計画の作成等にかかわって、フォレスターと森林施業プランナーが活動するのかについて図を描いて示している。基本的には、森林経営計画というのは森林所有者が自らつくる、ないしは森林所有者に働きかけて森林施業プランナーがつくることになるが、そのときにはフォレスターもここに加わって、これを行っていくというイメージになっている。

今検討していることとしてはそういったことなのだが、実はこれを実際にやっていくこととなると、舟山政務官からもお話があったように、市町村と都道府県の権限をどこからどこまでを市町村が持ち、どこからどこまでを都道府県が持つのか、フォレスターがどこまで関与するのかということを確認していかなければならないということがある。それから、これを行っていくためには、フォレスターを認定すると今回の中間取りまとめに書いてあるが、この認定をどういう形でやっていくのか。これも政務官からお話がありましたように、法定の資格としてやっていくのかどうかという辺りを明確にしていかなければ、これを行っていくことができないのではないかと考えている。

ただ、これを具体的にどういう形でやっていくのかというのは、なかなか難しいところだと理解しており、これを具体化していくためには、検討委員会の中にワーキンググループをつくって、また検討していきたいと思っている。

前回の基本政策検討委員会で配られた資料の28ページの今後議論を深めるべき主な論点というところに、人材育成検討委員会で検討すべきこととして、フォレスターが市町村行政を補完し、森林所有者等を指導するための仕組みについて検討せよと書いてある。こういった仕組みというのは、人材の育成を超えるものまで含めなければ仕組みと言えないだろうと思うが、基本政策検討委員会で人材委員会の方でも検討せよと言われていることなので、両方でこれについては検討していくという理解で、私たちとしては進めていきたいと思っている。

こういう仕組みであるので、基本政策検討委員会でも是非、検討をよろしく願いたい。

○座 長

それでは、国産材の加工・流通・利用検討委員会についてお願いします。

○委 員

国産材加工・流通・利用検討委員会から報告させていただきます。

当委員会は、3月3日に第1回委員会を開催して、4月21日に第2回、その後5月18日に勉強会を経て、来週火曜日6月8日に最終回を開いて、中間取りまとめをしていきたいと考えている。

主な検討内容としては、第3回の基本政策検討委員会で検討いただきたい論点という形で御提示いただいているので、主にこれに沿った形での検討を進めている。論点は大きく4つに分けられるが、まず、加工・流通体制の整備として、我々の委員会の中で一番重要だと考えられているのは、情報の統括をいかにしていくかということ。それから、情報から物流、商流、この辺の流れをどのように組み立てていくかということである。

物流に関しては路網委員会にも提案させていただいたように、山から出た後の物流も考えて、山側の路網、いわゆる林道整備をしていただきたいということも提案させていただいているし、加えて、在庫の管理をどのように検討していくかということも今、検討中である。

最後の商流に関しては、当然のことながら商品開発といった技術的な側面と、もう一つ議論の対象になっているのは、融資あるいは金融関係の整備をどのように考えていくかという考え方を議論している最中である。基本的に技術的な具体策が必要になる部分が多いため、この中間報告までには課題を抽出して、その検討項目を挙げていくという形になるかと思う。

2番目の論点の木材利用の拡大に関しては、既に公共建築物における木材利用の促進に関する法律を採択いただいているので、これが具体的に進捗するような方向で我々も制度の在り方を考えていきたい。

それから、紙の問題、製紙用のパルプ、チップといったものを間伐材からどのように利用していくのか。最終的にエネルギーに利用するのが本来であるが、その過程にきちんとカスケード型の利用を守って、持続可能性というものを担保していかなければならないということも議論の中心にある。例えば、ドイツなど欧米の例を見ると、エネルギーの利用に注力するあまりに材料の方が疲弊してしまうと。本来の木材の在り方が、途中でパイプが途切れたような形になってしまう経過もあるので、いいところは取り入れたい。あるいは、先人が失敗したところに関しては、我々はきちんと手当てして進捗していきたいという方向で進めている。

3つ目の論点は、消費者の理解を醸成するに当たって環境貢献度をきちんと説明する、あるいはそういったことによって国産材の信頼性を向上していくということに関する施策を提案している。

最後にもう一つ、人材育成に関して。山側の人材育成に関しては御検討いただいているが、山から出てきた後に関する人材育成が必要なのではないかという議論が出ている。これは前回も発言させていただいたが、林学には林業政策とか、林業経済といった分野が

あるが、いわゆる林産側、山から出た後は経済、マーケット、環境、経営といったものを担当する分野が大学にもない。ですから、高等教育あるいは研究機関においても、こういった分野を充実していく必要があるのではないかとということが議論として出ている。最終的には6月8日の議論をもって中間取りまとめを報告させていただきたいと考えている。

○座 長

ただいま3つの検討委員会の座長から検討状況の報告と今の到達点を説明いただいた。それぞれもう1回ほど予定されているようだが、この制度の検討委員会とかかわるところで大きな問題点があるというわけではなくて、森林組合改革検討委員会座長と人材育成検討委員会座長から、更にワーキングをつくって一緒にやっていきたい項目と、森林組合改革委員会座長からはフォレスターの件、支援の体制辺りについて、少し基本政策に要請があったという言い方でいいだろうか、そんな角度からの発言があった。それらも全部含めて、主には資料2ということになるが、私どもがこれまでいろいろと検討してきた。そして、これから先に向けて今年度あるいは年内に成案を得るための中間取りまとめとして、これでいいかどうかということで、改めて御意見をいただきたいと思う。順番でどこかで区切ろうかとも考えたが、いろいろと総合的な議論が必要な項目の方がむしろ多くて、どこにとか、あるいはこの項目だけに絞ってということではなくて、全体にかかわってどのような観点からでも結構かと思うので、御意見をいただきたいと思う。

1つ私から。2枚目の国有林について「2 改革の内容」のすぐ上の2つの段落だが、これはもう一回あるということ想定していたため、そこでも多少議論ないしは話題にしたいと思っていた件である。それはなぜかということ、御存じのようにプランの中に、この基本政策検討委員会の検討項目として4つ目に、国有林の技術力を生かしたセーフティネットについてきちんと検討くださいということで挙げられているが、この件が実はまだであった。それから、今日の資料2の中では明確化していないということで、5番目に挙げられている。これは検討委員会で少し話題にしたが、補助金・予算の見直しのところ。これも触れられるだけ各項目にかかわって触れているが、改めてこれらについてもこの後議論をすべき項目だと思っているが、全く国有林について触れないというわけにもいかないだろうということで、私からもお願いした経緯がある。

以上のことを御承知いただいて、どこからでも結構である。

なお、ペーパーを出されている委員もあるが、これについては今日いただいているものなので、休憩の間に配りたいと思う。あるいは、その前に意見があれば勿論構わない。いかがだろうか。これ全体を見ると、結構線を引いている箇所が多くて、いろいろと気になるかもしれないが、先ほど検討室の方からお話があったように「管理計画」と言ってきたものを「経営計画」に変えた。これにかかわって随分と直さなければいけなかったところがあると。これが大変大きいということである。いかがだろうか。

○委 員

資料2の5月31日に配付された分については、一応意見書を出している。大した意見書ではなくて、ごく限られたものだけを指摘した意見書であるが、それは時間があれば後で取り上げていただければありがたいと思う。

今の国有林に関して。私は、昔の第1回か2回の意見書で、今の国有林に技術力はない。セーフティネットが国有林に頼って地域は何をするのかと書いている。今もその考えは変わらない。要するに、それは国有林が何をするかによるので、例えば、フォレストラーとかプランナーの仕事場というか、出張所というか、スタッフが集まって議論する場所、あるいはそういう事務所として、今の国有林の施設を活用するというのはいいと思う、それはあり得ると思う。でも、国有林問題を取り上げないということであれば、国有林がセーフティネットの形で加われるか、加われないかという部分については、かなりの議論が必要というか、むしろ、これは林野庁マターの問題で、逆に今の林野庁サイド、事務方から積極的な法令を保護したいという案が出た方がいいのではないかと。問題が余りにも広範なので、私などが国有林の意見を言い出したら切りがないと思う。話がまとまらないと思う。

ただ、確かに、森林再生プランとかマニフェストを読み返してみると国有林について書かれている。ちゃんと気がつかなかったのだが、確かに書かれている。ですから、資料2の方向でいったときのかかわり方である。ですから、私は今の流域管理システム、流域の中での国有林・民有林連携をいかに進めるかということに今のところは尽きると思うので、それは制度的にも今のままでするので、その方向で何かプッシュということならば、よくわかる。

○座 長

実はここに段落が2つ書いてあるのは、いずれもほかのところで触れてあるものを改めて持ってきて並べているということと、プランに書いてあることを再度書いているだけで、やはり中間報告で全く触れないというのは少しまずい。形がよくないなということで、このレベルで今のところは御了解いただければ幸いですと思う。

○オブザーバー

国有林に関係するので、私から手短かに。この中に「組織・技術力を活用し」とあるが、これはかなりきちんとした議論が必要かと思う。この辺は、今まで議論が全くされない中で「組織・技術力を活用し」と書いて果たしていいものなのかどうなのかというのは相当疑問に思う。それ以外についてはこれでいいと思う。

あと、これは国有林問題そのものにもかかわってくるので、そうすると、結局、国有林をどうするのかということもここにに入れておかないと、つじつまが合わなくなってくるのではないかと思う。

○座 長

この言葉も、実はプランそのものに国有林の技術力を生かしたセーフティネット、これが検討のそもそもの表題になっていて、「国民共有の財産である国有林の技術力の活用」となっているため、これをいただいただけのことで、余り他意はない。

○委 員

ちょっと誤解のないように申し上げておきたいが、今の国有林の職員の方に能力がないという意味ではない。非常に高い能力がある方が選ばれているので、基本的に国有林の目

的とか仕組みの問題だと思う。ただ、1997年以降ほとんど現場から人が向いているので、何万ヘクタールという国有林を持っていても、実際にそこにいる正規の職員は2～3人というところもあるわけである。ですから、今の国有林の在り方の仕組みの問題。そこも含めて積極的に、むしろこれは事務方から提案があった方がいいのではないかと思います。だから、今の国有林に技術力がないというのは、能力がないという意味ではない。今の仕組みの上で、現場でそういうスタッフを抱えていないということである。それをどうするのか、増やすのか。

一言付け加えると、後の議論になるのだが、要するに、今回の森林経営計画（仮称）の集約化の中に国有林は一体どうかかわるのか、ここにかかわる問題である。この段階でまた具体的に出てくると思う。

○座 長

後の議論のときには十分生かしていきたいと思う。

○委 員

今日の御説明で、非常に森林の集約化を強化していくということで、私としても是非進めてほしいと考えている。その中で、集約化にかかわるようなフォレスターとかプランナーについては、今日、人材育成とか森林組合とかその辺でかなり御説明があったが、要は、いわゆる集約化した仮称の森林経営計画から材をどう出していったって、50%までつなげていくかというところで、いわゆるフォレスターとかあるいは森林組合とか林業事業者と、いわゆる流通・加工とのつながり、その辺がいまいまいちよく見えてこない。どちらかというところ、人材育成あるいは森林組合というのは、どうも山だけの仕組みづくりに限定されているような感じがするのだが、このプラン自体は木材利用段階に入ったということで、それをとにかく利用して市場につなげていかなければいけない。その体制づくりということなので、今回の資料2の後ろには、これは前から出ているのだが、例えば、そこでの人材について、10ページの上の方だが、いわゆる素材流通コーディネーターの育成という形で、これも前に議論になったけれども、ここもかなり人材育成の重要な拠点であろうということなので、フォレスターとか国有林と民有林と連携した木材の安定供給体制づくりというのが今回2ページ目に挿入されたわけだけでも、できればこの辺のイメージづくりをもう少しやっていただけないかと。特に、フォレスターというのは割と集約化の方にいろいろかかわっていくということもあるので、一応、各市町村単位に張りつけられるのであれば、そこで計画的に今後供給できるような木材情報をかなり握れるわけである。ですから、フォレスターと例えば、こういうコーディネーターとの連携体制をどうするか、そこに国有林をどう入れるか。

今日の再生プランの参考資料1にもある、真ん中に国産材の加工・流通体制の整備ということで、特に「大型製材工場など大ロット需要先への供給体制整備」という文言もきちんと書き込まれているので、そういったところに新しいコーディネーター等々がどう関与するのか。これは流通部会の方で人材育成が必要だという形でやるという話になっていたもので、これからも検討すると思うが、その辺がちょっと弱いのかなど。それぞれ独立して書かれてしまっているという印象がするので、今後もっと細かいところをやるときに議論

していくことかもしれないが、そういう印象を持った。

○座 長

これについては、国産材座長のところでも、少し積極的に個々の検討委員会と国産材の検討委員会の仕分けをどうするかについて問題意識をお持ちだと聞いているので、何かあるだろうか。

○委 員

今の人材育成の部分に関しては、いわゆる姿の中の人材育成の中に書いていただいてもありがたいし、あるいは一番最後の項目に追加的に書いていただくのも結構、いずれにしても、我々の加工・流通・利用検討委員会の報告書の中には書き込んでいる。

○座 長

前回の5回目を受けて、ごらんのように下線が引いてあるが、ここは大幅に書き加えたところで、なおかつ、国産材座長にも了解いただいているし、発言もいただいた限りで最大限当面のところを書いてるので、これを踏まえつつ、今度人材のところとすり合わせをしながら、こちらでどこまで書くべきなのかを詰めた上で、再度やらなければいけないかもしれない。

○委 員

あるいはフォレスターのもう一つの機能として、地域から出されてくる材をどういう形で需要に結びつけるのかについても、資源の情報を細かいところまでぼっちり握っているわけだから、そうすると本当にスーパーマンだという話もあったが、それは1人が担う必要はなくて、フォレスター制度の中にいろいろな各担当が入った形にすればいいわけで、やはりかなり重要になるのではなかろうかなという気がする。これは森林組合・林業事業体の供給サイドの仕組みづくりについても是非、進めていただければありがたいと思う。

○座 長

次回以降ということですね。

○委 員

私も今の発言は非常に重要なところではないかと思っている。それで、ずっとこの委員会と付き合わせていただいて、私も自分でもいろいろな立場でいろいろなところを見てきたけれども、やはり今、何が問題なのかなと思うと、森林というのは地域であって、リージョナルである。木材というのは、要するに世界市場で広がっているグローバルである。要するに、リージョナルとグローバルというものが上手につながっていないというのが今の姿で、日本の森林と木材の場合は特にそれが著しいのだと思うが、実は同じようなことは程度の差こそあれ世界中で起きている。そこで、リージョナルとグローバルをどうやっつなぐかというのは、これからの世界で非常に重要なことなのではないかと思うのだが、そこで一番大事なのはインターフェースである。両方をつなぐインターフェースの組織的

なもの、それから、構造的なもの、役割が非常に重要。今の御発言と多分同じではないかと思うが、リージョナルとグローバルがここに書かれているけれども、インターフェースというものがあることはあるが出てきてなくて、むしろインターフェースというのがクローズアップされると、50%に向けての具体的なシナリオが出てくるんじゃないかと思う。これをこれから大幅に直しなさいというと大変なので、何かインターフェースをきちんとしていくということを、どこかに文言をもうちょっと盛り込んでいただけたらと思っている。

○座長

中間報告でそれを求めるということによいか。

○委員

言葉として、どこか1字でも入っていれば、ここに書いてあるからやろうよという議論になるので、その辺に盛り込んでいただければ十分かと思う。できる範囲でということ。

○座長

意見はいただいたが、今の問題は大変大きい。まさに政策がどこまで関与できるか、した方がいいのか、そのツールや移管という非常に重要なことも含むので、相当な議論が必要かなと私は思う。

○委員

相当な議論が必要なところだと思う。ただ、グローバルにするためには、制度とか法律というもの、性能の規格化だとか、それを支えていく制度だとか法律の整備というのは必ず出てくることで、やはりその辺の動きをつくれるような一言があればいいのかなと思う。

○座長

大きなところの問題意識は皆さんお持ちで、やはり自給率50%を具体化していく、実現していくということにかかわっては、その問題を欠いては実現できないので、そのとおりだと思う。

○委員

私は自給率50%ということを考えるときに、輸出がゼロで輸入材が減ってきて50%という姿が、どう考えても見えてこない。というのは、最近のエポックに多少なっているが、パルプを日本から中国へ輸出するというのが随分増えてきつつある。これはほとんどが国内の製材用のチップだとか、原木からのチップを含めて輸出すると。これは、紙の需要が中国で非常に高くなるということだろうと思うが、パルプ同様に製材品も輸出商品になるというような位置付けがあって、輸入材も入るけれども、輸出材もどんどんあるという絵の中で、初めて木材産業が元気になっているのだろうなというイメージが描けるかと思う。

例えば、スウェーデンはフィンランドと違って、非常に加工度が高いものを、小さい会

社も含めていろいろ国内でも使うし、輸出もどんどんやっている。一昨年数字を見てみると、20万立米以上スウェーデンから輸出している国がエジプト、イギリス、デンマーク、モロッコ、日本、アルジェリア、ドイツ他等があるが、そのようにいろいろなマーケットに対して戦略的に民間が商品をつくってやっているということかと思う。日本の場合は慣れていないことなので、かつて三十数年前にアメリカやカナダが対日向けの輸出を増やしていこうというプログラムを組むときに、全米針葉樹協会だとか、カナダの団体が日本に事務所をつくってマーケット調査もするということがあった。今の時点で何を言っているんだということになるかもしれないが、本当に中国、韓国、東南アジアも含めて、私のイメージするのは日本の植林木の杉が針葉樹でこれだけある程度まとまった量があって、乾かしたら非常に比重が軽い木だと。軽さというのは非常に大きな価値だと思うので、その辺を、何だと言われても名前が出てこないけれども、そういうものを生かした商品がかなりできるだろうと。

例えば、日本でも今は合板で杉がかなり使われだしたが、大工さんは非常に喜んでいる。なぜなら、これは施工現場で2階に持ち上げるときに非常に軽いというようなことがあるわけだから、そういう木はたしかほかには人工樹でないかと思うので、輸出をちゃんと位置付けていくぐらいの気持ちがどこかに1行欲しいと思う。さっきの話ではないけれども、そういうイメージがないと、今の輸入材を全部国産材に置き換えての50%の話は想像できない。もし、それが実現できるとしたら、幾らお金があっても足りないというか、コストが非常に高くつくということだろうと思う。

○座 長

今の件にかかわって、ほかにもし意見があれば。輸出をどうしても書き込めということだろうか。

○委 員

書き込めというか、今日、中間取りまとめ案というのがある。皆さんでながめているわけだが、何かここで意見を言うと、この言葉は統一した方がいいとか、あるいはここはちょっと一言入れた方がいいとか、そういうものは受け入れてくれる状況なのか。それとも、単に意見を言うだけの場か。

○座 長

できれば、これまでのところでも皆さんの意見をかなり聞き入れて、本当に数時間前までそういう時間として受け止めていたから、この場ではここを認めていただいて、この後の会合でそれらも含めて成案にという気持ちはあるが、それにしてもたくさん意見が出てきたり、ここは全員で何としてもということがあれば、しかるべく対応が必要かなと思っている。

○委 員

この文書というのは、どこまで流れるものか。私は読んでいて、別に内容がどうのというよりも、表現が弱いと思う。例えば、私は下流の方にいるので、9ページの「川上から

川中・川下まで」の次の行に「左右されにくい」とあるけれども、何か受け身だと思う。フレキシブルに対応できるとか、同じことなのだけれども、そういうちょっとした表現でも受け止められる印象というのが大分変わるものがたくさんあるんじゃないかと思う。入れる、入れないは最終的には座長さん初め、関係者で議論すればいいと思うが、そういう提案とか、やはりこれが抜けているから入れておいた方がいいんじゃないかという意見がある。そういうものは一応出して、あとは御一任するという形で進めてよろしいか。

○座長

はい、結構である。ただ、余りにもたくさんバラバラと出てくると原案が何だったんだということになるので、言葉と概念くっつきで提案しているので、その概念のところまで思い足していただいて、私の言わんとするところも入っているかなどうかなという辺りで御判断をいただくということかと思う。

○委員

私が聞き取れなかったのかもしれないが、輸出の項目に関しては、一応書いてはいただいている。それと、当然我々の検討委員会では輸出というのは非常に大きな項目としてとらえて検討している。それは報告書の中に盛り込ませていただく。

それと、基本政策検討委員会の中でも（５）の①「質・量ともに」の次のページの一番最後に「輸出も視野に入れた技術・製品開発を推進」という形で、輸出に関しては推進していこうと受け止めているが、そういうことではないのか。

○座長

大きなところではその辺り。ただ、今の話はもう少し大きな話である。

○委員

５ページの一番上段に、伐採後に適切な造林が行われない場合には植栽の命令が発せられるという記載がある。４回目のときにもあり気になったが、この言葉は非常に現場の者にしたら強く当たる。適切な造林というのはどの程度のことを要求されているかわからないが、現場では現在のような木材価格、又はもう少しぐらい上がった状態では、皆伐してもとても植栽はできない状態だと思っている。ですから、ほとんどの方が新植に取り組めないような雰囲気のところには植栽の命令を発するという事は、現場の感覚とこのペーパーとは非常に大きなずれがあると思う。その辺りを私は心配するのだが、いかがなものか。

○座長

言葉がちょっときついということであるが、内容はいかがか。やはり所有者の責務、それから、伐採後の造林をきちんと確保していく仕組みは、制度として持たないことには木材の管理だとか機能を発揮させるとか、木材が具体的に出てきて５割を維持していこうというところにかかわって、非常に重要なところになる。

○委員

制度としてはつくれると思うし、発せられると思うが、所有者にしてみたら損か得かということにかかわって、将来利益が望めれば新植して、また手入れしていくし、もう山は懲り懲りだという方は皆伐した後は植栽しない。ですから、そういうことを制度としてどう縛っていくかということは大変厄介なことだと思う。

○事務局

この表現は、今の造林未済地の問題が全国的にあり、要は、先ほどおっしゃられたように、伐採後、放置されているという山を何とか防ぎたいというのがそもそもの発想である。ですから、伐採を行う場合には、今の計画制度の中で市町村長に伐採及び伐採後の造林の届出というものを出していただく。切った後に、私はここはちゃんと天然更新する、あるいは造林するという届出を出していただき、それに基づいて伐採していただくことになっているわけだが、最近はその届出すら出さずに切り抜けていってしまう。そうしたときに、今の制度の中では何ら手当てすることはできないので、ある意味悪質な切り抜けを防ぐために、制度として伐採後に適切な造林が行われない場合には措置命令を行えるような制度を設けたいということ。今は儲からないから切って、その後、所有者は伐採しないという話があるけれども、本当は市町村森林整備計画の中には、公益的機能をちゃんと発揮する上では、切った後植栽してもらわなければ困るというような地域も指摘されていたりして、そこでは切った後はちゃんと植えていただく、あるいはそういう更新が図られるような切り方をしていただきたいということを、しっかりとルールとしてつくりたいというのがここに書いてある内容である。ですから、ここに書いてあるのは冒頭申し上げたような、造林未済地を未然に防ぐための制度を今の制度の中では若干抜けているところがあるので、そこをちゃんと措置していきたいということである。

○委員

関連してよろしいか。何回か前の回で、私は実はこのことに関連して発言した記憶があるのだが、市町村整備計画でスギ・ヒノキを植えなさいということになっているところもあり、天然更新しようと思うとできなかった。現実実態として、天然更新が適した地域もあるのでないかということ、市町村整備計画でそこをきちんと判断した内容にしておいて、天然更新をするところはする、再造林するところはするというのが判断できるような状態になっていれば、問題はないのかなという気がする。という、ここは伐採後に適切な更新が行われない森林に対して、植栽の命令等が発せられる仕組みとすれば、例えば、地域によって天然更新の方が適していると思われれば天然更新が選択できると。植栽しないと森林として成立しないというところは植栽してくださいという指導がある。それが伐る前にわかっているような状態になっていることが必要ではないかと感じている。

それと関連して、そうすると、市町村整備計画に何をうたっているかというのが非常に大事になってくる。現地実態を把握していない市町村整備計画のままでは、後々の更新が例えば、天然更新が成立しないような場所でもそれが選択できる状態になっているとか、あるいは全部にスギ・ヒノキを植えるよりも、ほかの方法が適している地域でもスギ・ヒノキを植えることが義務付けられているとか、そういうことがなくなっていくように市町村整備計画がきちんとしたものである必要があると考える。

それと関連するが、資料2の3ページの③で「計画策定に当たっては、市町村ごとの判断で、市町村森林委員会の設置など」の「市町村ごとの判断で」というところが少し引っかかっている、市町村で、うちは別にみんなの意見を聞く必要はないということで、勝手に役場の農林課で決めてしまうということになってしまわないかなということ、「市町村ごとの判断で」というのがちょっと怖い気がする。ここにきちんと森林に係る所有者や事業者あるいは森林組合、また、森林についての知見を持った有識者等が入って、その地域にふさわしい市町村整備計画ができるというところを担保する必要があるのではないかと思う。

もう一点だけ。更新に関して、今までの議論でも出ていたが、やはり更新を考えると、最大の問題は獣害である。天然更新を選択しても獣害で成立しないというところもあるので、どこかしら獣害の問題を入れておくのが今の森林の現場の感覚であり、更新のところでは野生動物の関係という言葉がどこかしらにあった方がいいのではないかと思う。これは、過去の議論でも何名かの委員さんから出ていたと思うが、そのように思っている。

○委員

関連して、3ページの市町村ごとの判断だが、本当に温度差があるので、本当にきちんと山を見られているかいないかということがあると思う。そこに都道府県の指導によって、そして、国がチェックするというようなことがあると、きちんと計画がいくのではないかと思う。

それから、獣害のことは前にも申し上げたけれども、よろしくお願ひしたい。

○委員

関連したことで1つよろしいか。読んでいて、各項目はよく書けていると思う。先ほど政務官もフォレスターの位置付け・役割を非常に重要視されているという御発言だったが、例えば、今の3ページに「合意形成を図り」と書いてあるが、この辺にフォレスターという言葉が配置していったら、こういうことをやるためにはフォレスターというのが入ってくるというのがはっきり見えるのではないかと思う。まさにフォレスターというのはこういうことをやるために存在するわけである。ですから、せっかく人材育成して何かつくるのに、ここの中にそれが入ってきていないから、余りあれするとぐちゃぐちゃになるけれども、むしろある程度拾って、お互いの関連を明確につなぐことはできないのか。

○オブザーバー

これは全般にかかわることだが、今朝ちょっと読めなかったのでこの場で改めて読んで、下線部分がかなり多い。最初に私が聞いたのは、今回は文言の修正程度で、あとは川下を付け加えましたと言うけれども、かなり本質的な部分についてもいろいろ加わっているところがあって、これは十分議論を尽くしてなくて、この場で新たに加わって、それをそのまま承認してくださいという形になるとどうなのかなというところはある。

1つは、8ページの②イコールフットィングの確保だが、これは先ほどの資料3「各委員会検討状況」で、この資料そのものは前回、検討委員会が出されたものの抜粋ということだが、その一部の文言がここに書かれていて、書かれていないものも結構あり、あたか

もこれが検討委員会での結論のような形で出てきていて、これもどうかと思う。

もう一つ、今の②イコルフットイングの確保の一番下のところで、登録・評価制度等を導入とあるけれども、これは果たしてどこまで合意ができて、こういう制度になるのかというのは疑問である。

あともう一つ、より全般的なことは、どこまで官がかかわるのか。例えば、川下の部分は大分細かく書いてあるけれども、商流・物流の構築とか、こういうものは果たして官がどこまでやるのか、そこはきちんと整理する必要があるのではないかと思う。

あと、10ページの上の方も、今までコーディネーターの育成というのは補助金を使ってやったりしているが、果たしてそういうやり方でいいのか。もう少し官と民の役割の整備も必要ではないかと思う。それが川下全体の今回下線を引いてある部分については、大分その整理が必要ではないかと。

あと、林業機械のところもそうである。7ページだが、新たに加わっている。これもどこまで官がやるのかというのを整理する必要がある。実際にこの点については、過去相当やられてきている。その結果がどうであったのかの検証がないままに、更に機械をやるのかということ。これは大変深刻な問題ではないかと思う。私は、低コスト作業システム検討委員会のメンバーになって議論に加わったが、中身はかなり問題が多かった。あそこの検討委員会の結果が果たしてどうなったのか、それも含めてきちんと検討のないまま、こういう機械化の推進等で新たに加わるというのはどうかと思う。ですから、これもどこまでが官の役割なのか。その整理が、どうもいまいち明確でないというところである。

○座 長

もうちょっと先を指摘いただくとすれば、今回はこのレベルで書き込んでもまあまあいいけれども、あるいはそれさえだめか、あるいは次の会ときには、こういう問題意識を持ちながら中間報告ないしは全体のところでも議論をするのだが、中間はここだと。しかし、議論はこの先なんだというレベルで少し加えればいいのか、この辺りはどうか。

○オブザーバー

例えば、官と民の役割というのは、かなり本質的な部分だと思う。これは別に今回書かなくても、もう少し議論をした上で書き込むことも可能なので、その辺はきちんと整理した方がいいと思う。

○委 員

今回の再生に向けたプランの中で1つ大きな位置付けが、名称が変わった森林経営計画だろうと思う。例えば、施業の集約をして、なおかつ行間を読む限りは、例えば、資源の保続であるとか、環境への配慮であるとか、やはり現場の末端の非常に実務的な計画の主要な部分を担って、これは非常に大きな働きを示すというふうに読める。これもまた改革の主要な部分だろうと思う。

当初、林野庁が質問された中に、森林認証を否決するよなという文言もたしかあったと思うが、そういう認証に関しては私もコメントして、今回の文章にはないが、その精神は是非ここで確認しておいていただきたいと思う。それは、最近いろいろ生物多様性等も

注目されているし、今回の管理計画がかなり林業木材生産寄りに触れていると思うわけだが、それが決して森林の公益的機能の整備を軽視するものではないということを末端の計画の中で確認しておいていただきたいと思う。そのことは、プランナーの育成の研修に関しても通ずるもので、そういったものが研修に反映されることを期待している。

○座 長

重要な指摘だと思う。プランの最も最初の理念のところにも、きちんと生物の多様性を意識しているのだと思うが、森林の多面的な機能を維持するということが掲げられている。

○委 員

2点あるが、まず1点は、森林情報について、例えば、3ページの②都道府県の最後に森林情報ということが書いてあるが、1つの項目として森林情報をどうするのかと。あちこちに散らばっているものだから、その辺り例えば、次の4ページの⑤の後ろに⑥ということで森林情報というものもきちんと位置付けていただくとありがたいと思っている。

もう一つは、今、森林経営計画とかフォレスターという問題があるが、これらの具体的な姿が見えないという意見もあると思う。それと、現状の施業計画からどういうふうに関営計画へ移行させるのかというような、今後の中間取りまとめと最終報告という流れの中で、その辺りをどうしていくのかというのが大きな問題だと思う。今後の進め方そのものだと思うが、やはり実務的な論議がここで必要になってくるのではないかと思う。補助金も含めてだが、そういう何らかのワーキングというものが今後必要ではないかということで提言させていただく。

○座 長

しっかりと受け止めなければいけない意見だと思う。

(休 憩)

○座 長

皆さんのところに3名の各委員の意見ペーパーが回っているかと思うので、順にお願いしたい。

○委 員

私の意見はフォレスター制度にかかわってのことで、実は5月31日バージョンの素案で意見を書いた。そうしたら、今日元に戻ってできたが、逆に言うとフォレスター制度がいかにも不安定で、中身がはっきりしていないかということの表れであるので、そのまま意見を言わせていただきたいと思う。

先ほど、舟山政務官がおっしゃられたこととかなり重なるようなことになると思うが、先ほどの人材育成と林業事業体の座長さんの御報告の中にも、フォレスターの職務がどんどん広がっていくということがあった。これは当然のことながら今回は反映されていないけれども、そのように考えざるを得ないということになってくるのが1つ。

もう一つは、5月31日バージョンでは市町村森林整備計画の策定や市町村が行う行政事務にかかわることができる、行政に関与できるというような文章が、整備計画の策定などに際し市町村に対する助言、指導を行うという文章に変わっていて、小さい変わり方なのかもしれないが、私にとってみると本当に事務局と私たちとの間で議論ができていたのか疑問視せざるを得ない。今までの議論の中では、相当フォレスターがかかわらない限りは実際に動かないではないかという話がいろいろなところに出ていた。なおかつ、例えば、伐採届出が機能していないような状況を何とか機能させなければいけないといったこともずっと議論されてきたと思う。そういった状況にかかわって、一応「市町村森林整備計画の策定など」とは入っているが、しかも、指導・助言で本当にこのフォレスター制度が動くんだろうかという疑問を持たざるを得ない。

そうなってくると、制度そのものの今まで考えていたところから様相が大きく変わってきているのではないか。今まで想定していたのは、行政の単なる市町村の支援という話でやっていたけれども、それから更に職務が増えてくると。実際に今までは、中身までかなりかかわるとなっていたが、その中で合意ができていのかどうかあいまいな状況があるということで、その後もうちょっとはっきりとフォレスター制度というものを改めて考え直して位置付けるべきではないかと思い、こういう提案をした。

一応、提案1、2、3と書いたが、1つは、先ほどフォレスター制度を創設する中で人材育成のところにあったと思うが、要するに、市町村と都道府県の関係がどうなるんだというお話があったし、あるいは私が聞いている話では、本来、市町村のやっている業務をいつまでも都道府県と国有林におんぶに抱っこという話ではないだろうといった議論がされていることも聞いている。そうすると、もうちょっと先々のことまで考えてフォレスター制度を設計しないと、当面、都道府県と国有林が支援するという仕組みで走ってしまったら、ちょっと問題ではないかということがある。

もう一つは、これを機能させるためには、単独の市町村ではなかなか難しいという状況になってくると、それをカバーするよういろいろなやり方をやれるような道を開いておくことが必要ではないかということである。その提案として全体としてフォレスター制度を創設するというのと、フォレスターを配置することが単独では難しいのであれば、森林・林業行政というものを都道府県と市町村が協力するとか、幾つかの市町村が合同でやるとか、あるいは市町村が都道府県に委託するといった道を開く、あるいは今回の森林計画制度の具体的な改正をするときには、そういうことが可能なように仕組んでおくことが必要ではないかと思う。

もう一つは、フォレスターの権限というものをはっきりさせないと、先ほどスーパーフォレスターというような言葉をおっしゃられていたと思うが、それだけ能力を持った人が単に市町村に指導・助言ということで、本当に責任を持った仕事で、やりがいをもってできるのだろうかと思う。そうすると、フォレスターはどのような権限を持っているのかを、はっきりさせるべきである。先ほど、資格制度というような話もあったが、資格制度にして、その人がきちんと権限を持ってかかわれるようにしないと、本当にフォレスターの人がやる気になって仕事ができるんだろうかという気がする。

もう一つは、スーパーフォレスターがいろいろなことをやらなければいけないとなると、単独ではやはり難しい。今までの議論の中でもフォレスターはグループとして活動するよ

うな存在ではないかという御意見があったと思うし、私自身は都道府県が組織的に関与すべきではないかということをお願いしていたけれども、これをきちんと機能させるためには、都道府県が組織的にフォレスターを支援する仕組みを整備することをちゃんと書き込まないと、本当に孤立してフォレスターが動けなくなってしまうのではないかと思います。

そういう意味で、一番最初に委員が日本の仕組みというのはよくできているけれども、動いていないというのが一番の問題なんだということをおっしゃっていたが、今回このまま進むと、皆さんいろいろな形で議論して、事務局の方もいろいろな形で新しい制度をつくるために検討されたけれども、それが動かないんじゃないか、同じようなことを繰り返してしまうのではないかという懸念を持った。ということで、今回こういうような形で意見を言わせていただいた。

○座 長

もうちょっと具体的に、その先を提案いただくと助かるのだが。例えば、こことここは、あるいはこの文言だけはどうしても入れろとか、これについては今日のここでの議論を踏まえて、この後のところで必ず議論してくれとか、それはどうか。

○委 員

1つは、フォレスターの権限ということ。先ほど、資格制度という意見もあったけれども、要するに権限は何なのか、ただ指導・助言では何なのかということが余りにもわかりにくくて、きちんと権限を持って関与できるということがはっきりしないと、フォレスターが責任を持って仕事ができないということ。もう一つは、先々を見通して、もし市町村がこれから先、主体的に動くとなると、なかなか単独で動くことは難しいかもしれない。では、幾つかの市町村と一緒にやろうじゃないか、都道府県と一緒に協力してやろうじゃないか、では、フォレスターを置こうじゃないか。あるいは、どうしてもだめな市町村は都道府県にお願いするとか、そういったいろいろな状況を想定して制度を考えておく必要があるのではないかと。そういった面で、森林計画制度などのところでこういう形で、行政がいろいろな形でそれぞれの状況に合わせて問題を解決して、フォレスターを置いて進めるような道を開いておく。もう一つは、フォレスターをバックアップするような何らかを組織的にやっていかないと、1人で孤立して本当にちゃんとした仕事ができなくなってしまうのではないかと思います。

○座 長

2と3については、何としても可能な限り書き込めということのようですね。1番目については、むしろこれから先の議論として、これまでも議論はあったし、むしろ現実的に動かしていく場合のあるアローアンスを与えるとすれば、当然のようにそこに出てくる選択肢だということですね。

それでは、続いて、できる限り短めに内容を明確化してほしい。

○委 員

私の今回の意見書は、論点1～5までであるが、論点5以外は確認である。確認とは何か

ということだが、私が考える限りは、今回の検討委員会の最大のポイント、ある種最大の成果は、やはり市町村整備計画と其中的の森林経営計画（仮称）。しかも、これが市町村整備計画の中に一番下位に位置付けられているというところに物すごいみそがあると思う。それは、都市計画で言えば、緑のマスタープランである程度解決することである。森林には勿論そういうものは今までなかった。片仮名語でマスタープランと書いてあるので、言いがかりじゃないかとおっしゃるかもしれないけれども、やはり私は森林のマスタープランとしてきちんとしたものを位置付けた方がいいという考え方である。

責任性というのもわかるけれども、所有者に幾ら強制しても現実には機能しない。そうではなくて、制度として仕組みとして、そうせざるを得ない仕組みをつくる。それが一番きついのドイツだと思うが、国民性もあると思うけれども、日本はアジアの国だからそういう点では有利。それを一歩踏み込んで、制度化するのであれば緑のマスタープランに対抗するぐらいの森林マスタープランというものができれば、事前にどこまでを天然林として残すのか、どこからを人工林とするのか。その人工林の中でも再造林にするのか、そのまま天然更新主体にして自然に戻すのかというような議論は、このマスタープランの段階でかなりできる。法制度的にマスタープランをどこに位置付けるかというのは、御承知のように都市計画のときに随分議論があったけれども、それははっきりしなかった。はっきりしなかったが、あれは都市計画上前提になっている。だから、いいところ、悪いところがあるわけだが、それは長年向こうはやっているわけだから、いいところだけをとって森林マスタープランをつくった方がいいと思う。制度的にはちゃんと仕組みで規制していく、それが第1点。

それから、2～4点目は、最小流域単位、森林経営計画（仮称）である。休憩前に委員からも御指摘があって、他の委員の方からもちょっと出てきたが、私はこれがこの中間取りまとめの目玉だと実は思っている。フォレスター制度の実現とか路網整備の実現といったことのかぎが、全部ここにあると思う。よくこれをこういうふうに書かれたと思うが、私はこの方向に反対ではない。第1回目からこういうことを私は主張している。だから、反対はしないので、賛成だが、気になるのはこれが周知されているかどうか。つまり、この中間報告段階で合意されているのかどうか。その点について3点確認した方がいいのではないと思う。だから、論点2は、まさに制度化の確認と合意が必要である。

論点3は、森林経営計画（仮称）の計画者、これは書き方が場所によって違うけれども、基本的に5ページにあるように、森林経営の主体、つまり林業経営者に位置付けられている。これは日本語として読めばそのとおりである。この点についてこれでいいのか。

論点4は、もしそうであれば森林組合はどうするのか。施設森林組合というものは森林法に規制された存在であるので、リスクを取って経営を展開するのは基本的にはできない。組合員に不利益な形はできない。今日の森林組合改革検討委員会座長からの報告でも、この点について全然触れていないので、これはどういうふうに部会では議論されているのか。私は多少気にしている。これならいいのだが。

世界各国全部は知らないが、主要な林業国の場合は、やはり森林組合が出資して企業法人をつくる。フィンランドなどは代表的なもの、林産業であるから。そういう形の実力がある森林組合がどこにあるか。組合員が直接出資すれば別だが。日本の森林組合法はそういう組合を育てていないので、できないだろうと思う。そうすると、先ほどどこまでが官

か、どこまでが民かという指摘が委員の中からあったけれども、そのとおりだと思う。ただ、どこまでを補助金・交付金でこれからやっていくか。それから抜け出す方法は最小流域の経営主体をどこに持つか。ただ、一般企業の参入を前提にするのであれば、勿論それは銀行からお金を借りてやると思うが、再造林についてもその採算の中で考えていく。それは技術的に初めから規定するのではなくて、経営の中で。ただし、勿論、流域環境の保全という治山治水からの規制が当然、森林法であるわけだから、それは必要だが、基本的には経営体に任せるべきだと。その点、特に森林組合はそれでいいのかというのが論点4である。

論点5は、「意欲と実行力のある者」というのがちゃんと勘定したわけでないけれども、多分10回以上出てくるんじゃないかと思う。5ページでは1ページの中に5～6回出てきたと思う。それはそれでいいけれども、意欲と実行力のある者というのが何か。つまり、それがこれからの日本の将来の森林・林業の担い手の中心的な姿であると考えたと、1960年代に林業基本法ができたときは自立経営林家、これは農業基本法になぞらえてつくられたものだが、林家というものを想定して、それが約20ヘクタールに規模を拡大すると。そのことによって専門的な林業経営を確立するのだというのがあの当時である。勿論、実現していない。しかし、あれはわかりやすかった。しかし、今回の意欲と実行力のある者というのはわからない。6月以降の制度化の議論は、かなり難航すると思う。これは全体の文言の理解の仕方にもよるが、私の理解から行くと、行政のための森林計画制度とは別に、やはりプランを実際に進めるための計画づくりという点に一步踏み込んだものと、最小流域単位をとらてえいるので、そういうとらえ方から言えば、やはりこれは森林・林業基本法に立ち返って規定をすべきものだと思う。必ずこれは制度化の段階で森林・林業基本法と齟齬を来す部分が出てくると思う。つまり、森林・林業基本法でこういうことは想定していない。

○委員

今回の森林経営計画制度、それから、補助・助成の在り方が集約化を前提としたものに限定というようなことがあった。経営計画を立てるのも面的なまとまりを重視した経営計画だというお話があった。論点2のところ、森林経営計画の制度化について確認と合意が必要である、では、これは合意が取れているのかということをお問われたが、私は林業経営者の立場では合意できないと申し上げたいと思う。

なぜなら、林地は絵に描いたようにきれいにくると囲むことは実際には不可能だからである。みんな個人の所有がバラバラであり、それをいかに広げていって森林整備を進めるかということが最も大事なポイントだと考えているから、実際に森林整備を進めていく上では、点と点を徐々に広げて森林整備ができるところを広げていく。私も林家だと思って毎日一生懸命やっているけれども、この新しい計画制度のもとでやりなさいと言われてれば、私は恐らくかなりの場所において不在村地主になってしまうだろうと思っている。

点在している林地の中で、いかに植伐計画を立て、木材を生産し、森林を整備していくかということをやっている人間がかなりいるわけである。残念ながら、それができなかった地域がたくさんあった、これはそのとおりだと思う。そこを埋めていく努力をする、そのために集約化というのは非常に有効な手段だと思うけれども、集約化のみに限定した計

画制度を認める、そこに税制の優遇をつける、造林等の補助も集約化のみに限定するという事になれば、今まで林業経営をしてきた大半の地域が、この計画は立てられないということになってしまうことを非常に懸念している。実際に絵を見ると、この絵のような計画を立てるとなった場合、動かない地域がたくさんあるんじゃないかということも非常に懸念している。

○座 長

もうちょっとその先を言ってもらえないか。資料2に即して言うと。

○委 員

資料2というか、委員のペーパーの中で、bのところ「前回、委員がおっしゃったダブル計画式に」ということで、企業あるいは林家の経営計画と、今回の新しい森林経営計画をオーバーラップさせるようなダブル計画式というのを認めるということで、この問題は解決できるのではないかと考えている。

○委 員

今の委員からの意見は、実は前回もきちんといただいていた、基本的には我々もそう考えている。個々の森林所有者の計画を今後どう認知していくのかについては、きちんと今後詰めていこうということ考えている。

○委 員

それなら、その文言をどこかに入れていただかないと、今このペーパーはインターネットでも見られる状態になっているので、ほかの林業経営者から非常に心配する声が私のところにも届いている。ですから、文言を是非入れていただきたいと思っている。

○事務局

指摘の点については、今、委員が申し上げたように、私たちとしても今まで一生懸命取り組んできた方の経営を台無しにしてしまうというようなことは毛頭考えていない。ただ一方、制度の内容については、これからいろいろと詰めていかなければいけないところもあって、現時点ではまだ決まっていないところも多いものがある。その意味で、「1 改革の方向」の2ページの上の真ん中辺り、要は、この改革に基づいて①～④の対策を段階的、有機的に進めていくことによって、国産材の安定供給体制を構築する条件を整備し、10年後の木材自給率50%以上を目指す。これを通じて、意欲と実行力のある者による林業生産活動等が継続的に実施されることとなり、山村地域における雇用機会の確保を通じた山村の活性化云々となって、今回の見直しがあくまでも意欲と実行力のある者による林業生産活動が継続的に実施されていくということがまずベースにあって、その上でそういったことを基本としながらも、面的にまとまりを持った計画で、今までの取り組みが行われなかったところも含めて進めていくには、どういうことで検討していくかということで、その改革の内容が記載されているということである。ですから、今の御指摘の点については、そもそもの改革における考え方として、意欲と実行力のある者による林業生産

活動等が継続的に実施されるということを念頭に置いているというところで、この一文をこの前の議論を踏まえて付け加えさせていただいたということである。

○委員

今のことについて、集約化のことで前回にいろいろとお話をいただいたと思う。集約化というのはとても難しく、私たちのような都市近郊の林家としては、これは私事で家の山の境界を決めるのにうちの周りを歩いたが、たかだか300ぐらいしかないけれども、林家が100人以上いた。そういう人たちを集約化と簡単に言うが、誰がどういうふうにまとめていくかということが非常に大きな問題だと思う。その辺のところを頭に入れておいていただかないと、集約化はオーケー、だけれども、集約ができなければ限定されるということになると私たちは本当に泣かざるを得ない。山も捨てなくてはならない状況になるんじゃないかと思っている。その辺のところを理解していただきたいと思う。

○座長

今の件はいかがか。実はこれは、計画制度のワーキングをつくらせていただいて検討した際にも何回も議論しているし、これがまとまる段階での理解のレベルというのは、これまでもお話ししてきたとおりである。ただ、現実的にそれをきちんと担保するような文言が欲しいということも確かにあるかもしれない。

○委員

持続可能な森林経営を目指すという目的があるわけだから、その集約化はある意味、手段であり、手段が目的になるというのは本末転倒であるので、既にそういった自立的な林家の方が経営を確立されている場合には、そちらの方が優先するというのが私の理解である。ですから、何をもってそういったことを確認するかというのは難しい問題だと思うが、そういった長年林業を営まれた方の属人的な、あるいは大企業の会社の計画というものは、ある程度尊重して、一方で要件を満たしながらやっていくという形で、認定していくのではないかと思う。

○座長

意見はいただいた。しっかり、ここ3回続けて議論もしている。

○委員

私も今おっしゃられた意見に賛同するのだが、もう一つは、これは内部文書ではないので、外部の人から見て本当に皆さんが検討している内容がちゃんと伝わるのかどうかという観点からやるべきだと思う。幾らこちらでそういう意味を込めていたと言っても、相手がそういうふうに思わないとなれば、文章が悪いのか、制度が悪いのかと思わざるを得ないので、それははっきりさせておく必要があると思う。

ついでに言うと、私の3つあった1番目に関しても、実は議論はされているけれども、議事録を読めばアローアンスを許容するような計画も議論しようということが言われているが、少なくともこれを見るだけではそういう議論がされていたとか、そういうこと

を許容するような制度にしましょうというのはわからないので、普通に都道府県の人とか市町村の人が見ると、今までどおりなんだとしか見えない。ですから、その辺はちゃんとこちらが考えていたこと、検討していたことが伝わるように書くべきではないかと思う。

○委員

多分、まだ現行の森林計画制度、それから、市町村整備計画を前提としてお考えになっておられる事務方及び委員の方が多と思う。ですから、どうしてもその相互の関係、国、都道府県、市町村の役割分担に興味が行く。舟山政務官がおっしゃった中期試験に基づく今後の在り方ということも、いかにもそこ関係があるようだけれども、実はこのペーパーで一番大事なものは森林経営計画（仮称）である。ここはどういう主体がどういう形でやるのか。しかも、先ほどの繰り返しになって恐縮だが、これが一番計画の下位に位置付けられているというのが、この話の一番みそである。そのときに都道府県がどういう役割をするかということも含めて、ここにかかっているわけである。フォレスターとかプランナーというのは、まさにここにかかっているわけ。だから、私はフォレスター、プランナーの在り方を議論する前に、仮にドイツのフォレスターをイメージするのであれば、あれだけの権限と権威を持つにはやはり100年ぐらいかかる。そんな簡単ではない。しかも、あれは単なる指導者ではない。ビジネスマンとしての側面を十分持っているわけ。そんなことは今はできないので、日本は日本的な林業をドイツより400年も前からやっているわけで、その中との関係を十分理解して進めないと、フォレスターをポンと放り込んでもうまくいかない。しかし、制度化によってはかなり機能するというのが今回のペーパーだと思う。しかし、その要は、やはり森林経営計画（仮称）を具体的にどう制度設計するか、そこにかかっているように思うので、あえてそれをはっきりと項目の中で入れずにばらけさせて、こういうふうに素案で記述しておられるのは、余りこれに注目させないようにしているのかと。

○座長

そのほかいかがか。

○委員

やはりこの文章を読んで受け止める人がどういうふうにとってしまうかを最大限考えて、こういうふうを受け止めてもらいたいというのをきちんと出した方がいいんじゃないかと思う。ここにいる委員の方々は何回も議論しているからわかっているのはわかっている。でも、初めてそれに接したときに飛び込んでくる言葉というのは、ストレートに入ってしまうので、そこは注意された方がいいのかなと思う。

それから、下流のことですけれども、上流で言うと森林所有者、事業体が小さいということで、やはり集約化というのは実際なかなか難しいということと全く同じものが、実は木材の流通・加工においても言っているのではないかと思う。製材所というのは非常に小さくて、先ほどリージョナルとグローバルと言ったけれども、例えばJASというのも一つの規格でグローバルである。でも、JASは取るためにはお金がかかるし、維持するためにお金がかかるし、そういうお金が払えない小さいところは入れない。要するに、規格

もないものが出回ったり、あるいは独自で規格をつくって、それで動かすとか、その辺がぐちゃぐちゃになってしまっている。実際に今それで生活している人たちがいるわけで、その辺を支えながら制度づくりをしていかなければいけない、その辺の工夫。それから、そういう人たちが大規模化したら小さな製材所はみんなつぶれるんだというイメージでとられたら最悪で、そうではなくて、きちんと伝わるようなやり方をしないといけないと思う。それをどうやって表現するかというのは、実はすごく難しいけれども、やはりやらなければいけないと私は思う。

○委員

今回の中間取りまとめの重要な点というのは、2つの森林計画だと思っている。市町村森林整備計画を森林のマスタープランとするというのがまず第1点だと思う。しかし、このマスタープランとするということの内容はまだ書き込まれていないので、これは今後やっていかなければいけないということだが、ここで何をやるのか、それから、それを誰が担っていくのかという議論をきっちりしていただかないと先に進めない。フォレスターがこれを担うんだということをやはり書いていかなければいけないと私は思っている。市町村整備計画なので、形式的には市町村長が勿論、最終的な責任を持って立てるとするのは当然のことだけれども、しかし、それをやっていくために技術的な力を持っているフォレスターがかかわる、その権限をきっちり書いていただかなければ、やる側としてフォレスターが熱意を持って行うことができる形にならないということ。それをやるためには、やはりフォレスターの権限というのを明示していただきたい。

それから、フォレスターが1人でやるということはほとんど不可能なわけなので、どういう形で組織としてこれをフォローするのか、もし、県の職員であれば、県の職員は県としてどういう形でフォレスターを支えるのか、あるいは国有林の職員がフォレスターとして管理していくとすれば、どういう形で管理していくのか、国と県と市町村の関係をどういうふうに整理するのかということも明示していただきたい。

それから、実は、下位の森林経営計画がどういうものなのかというのが、実はまだ十分に議論がされていない。絵を見ると、集約化の5年分を束ねただけにしか見えない。それでは、「持続可能な」という言葉は使われていないけれども、持続的な森林経営というのは、持続可能な森林経営のことだと、森林経営の説明から見ると読めるわけだが、それを担保するための森林経営計画になっているのかどうか。それをやるためには何が必要なのかという議論、今回は書いていないが、是非それをやっていただきたい。

実は、人材育成検討委員会では、この森林経営計画を立てる者が本来のフォレスターではないかという議論もある。まさに、持続可能な森林経営を担う者が本来のフォレスターだと思っているので、これをどういう形で担保していくのかという議論も引き続きやっていかなければいけないことではないかと思っている。そういう意味では、フォレスターの権限なり資格なりというものを今回の中間取りまとめの中に是非入れ込んでいただきたいと思う。

○委員

この基本政策検討委員会の中間報告書と我々それぞれ各単元に分かれている検討委員会

の報告書は、要するに、それぞれ独立した形で扱うものになるのだろうか。

○座 長

そのように聞いている。

○委 員

承知した。

ちょっと時間がないので端的に是非、検討いただきたい箇所を2か所だけ。資料2の一番最後のページの下から4行目に「植える→育てる→収穫する→植える」とあるが、これは木材を利用する立場においてこそ持続的な森林の循環というのが機能するという観点から、「植える→育てる→収穫する」というよりは「使う」という言葉を入れていただきたい。いわゆる利用というものをこの循環の中に入れていただきたい。

それから、もう一つ、10ページの②木材利用の拡大のウ)木質バイオマスのエネルギー等への利用だが、ここはバイオマス推進基本法等ほかのバイオマス関連法案と整合を取るためには、木質バイオマスの総合利用という形にさせていただいて、「木質系材料及びエネルギー利用による木質バイオマス利用を推進する」という文言に変えていただければと思う。これはこの後、座長がどうされるのかわからないが、とりあえず発言だけさせていただきます。

○座 長

ウのタイトルですか。

○委 員

ウのタイトルで、エネルギーだけ特化してしまっているので、「木質バイオマスの総合利用」というタイトルにさせていただいて、文言のところを、例えば、具体例が必要であれば「パーティクルボード、WPCなどの木質系材料及び石炭火力発電所での」云々「エネルギー利用による木質バイオマス利用を推進する」という形に変えていただければ、先ほどの持続可能性に関する懸念がなくなると考えている。

○座 長

そのほかいかがか。

○委 員

11ページの③消費者の理解の醸成というところで、いっぱい下線を入れていただいて、新しい文言を入れていただきありがとうございます。ただ、ここにしか「森林の多面的機能を持続的に発揮させる」という言葉が出ていなくて、とても寂しいと感じている。その前の文言で「将来の消費者となる青少年等に対して」という言葉だが、この単元が消費者への理解ということなので、この言葉を使っていると思うが、青少年は成長してどういう人間になるかわからない。例えば、意欲と実行力のある者になるかもしれないし、フォレスターになるかもしれない。森にかかわるいろいろな職業というのを青少年

に対して森林環境教育という中で推進していくというような言及もしていただければ。ここは利用拡大という面だけで書いていただいているけれども、そうではなくて、もっともっと主体的に森にかかわるような書き方をしていただけませんかと感じている。

○委員

私からは、「生物多様性」という言葉が何回も出てくるが、現場ではどんな程度のことを要求されているのだろうかということと、集約化計画と生物多様性の関係を現場ではどう判断したらいいのかということ疑問に思っている。

○座長

このペーパーにかかわってはどうか。

○委員

ペーパーに「生物多様性」という言葉が出てくるから、それを現場ではどんなイメージを持って集約化の施業とかかわりがあるのか明確にしたら良いと思う。

○委員

簡単に意見とお答えをさせていただく。

大分前だが、森林組合のことに関係して、森林組合改革・林業事業体育成検討委員会では議論したのかというお話があったが、森林組合に関してはほかの森林所有者とは違って、事実上、森林経営の主体に近いことはできると考えている。これは実際問題として、森林施業計画等でも林業事業体とともに計画主体になっているので、そういう意味である。

そのことがある程度論点3でクリアできるなら、論点4に関しては、ここでは森林経営の主体とは言っていないので、あくまでも計画の作成や合意形成、施業集約化のところは任務であると言っているだけであるので、特に森林組合の原則に反することはないのではないかと思う。これは私なりの解釈である。

あともう一点。ちょっとリマインドしておきたいのだが、8ページのイコールフットィングのところ。もしくは私どもの説明では3ページぐらいだが、実はここにははっきりした形でまだ議論が進んでいないので主体が書かれていないけれども、実は森林組合に関してはイコールフットィングをどれだけ実現するかということがずっと議論されてきたし、全体の中でも非常に重要な部分だと理解しているが、ここで2段落目の「このため」というところで計画策定のところか、その後「また」のところでは事業実行と2段階に分けて書いてあるが、どちらも要するにイコールフットィングを実現するための判断をするのは誰かということになるのだが、1つの可能性としてはフォレスターがそれになる可能性はあると思う。そうでないと、誰が客観的に判断するのかということになってくると思うが、実はこの辺のところはフォレスターの役割で、皆さんが列挙されていないところだが、非常に責任の重いところの判断も含めてフォレスターが行わなくてはいけない可能性がある。まだ私どものところで詰めていないので可能性ということになると思うが、そういうこともあって、権限を明確化するというはかなり重要な、森林組合とかかわってくるということをもう一度リマインドしておきたいと思う。

○座 長

約束の時間が過ぎてしまっているので、一応、中間報告までの最後検討委員会ということで、内部委員の方々ももし御発言があればいかがか。

○委 員

冒頭、国有林のことがいろいろ議論にあったので、国有林の議論については、今、特別会計についてどうするかについては政治的に行政刷新会議等の中で議論されているということで、なかなかそういう制度をどうするかというところまで書き込めないのだけでも、これまでの議論の中で国有林が果たすべき役割として、こういうことをしていかなければならないというところを書かせていただいているということで、我々事務方から積極的に提案すべしということについては、今後最終取りまとめに向けて、国有林として何をやろうとしているのかについては、見えるようにはしていきたいと思う。

○座 長

長い時間議論をいただいたし、いつものように大変重要な提案なり御指摘をいただいたかと思っている。多くの件については、最終的な取りまとめに向けて引き続き議論をするという項目が多かったのかなと思っているが、この再生プラン推進本部への報告、中間取りまとめとしての報告については、なお複数の委員の方からフォレスターの問題だとか、持続的な個別経営というのが既にあるという件だとか、組合のこともだろうか、それと、川下、川上、重要な川中の言わば人材育成だとか、そこでの官が関与すべき問題だとか、非常に微妙な問題も一つあった。こんな問題については、御提案をさせていただくと、私と政務官と大変僭越だが梶山審議官にも入っていただいて、検討室の4者でまとめさせていただきたい。どうしても10日までには大臣のところへ中間とりまとめを届けなければいけないというスケジュールになっているようである。それがもう少し早まることさえあり得るとのことだから、この4者でただいま出された意見を中間とりまとめのところにどのように反映するかについては任せていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委 員

任せないということではない。お任せするが、森林組合改革検討委員会座長が退席されたので安心して申し上げるが、なかなか目の前ではよう言わないけれども、後で怒られると思うので。やはり森林組合と森林経営計画(仮称)の関係をちょっと甘く見ておられる。特に、補助金及び交付金の受託執行機関としての森林組合の枠の中で考えておられる。永久にそういうお金が出るんだったらいい、全国の森林組合を食べさせてもらえるだけのお金が出るんだったらいいけれども、これからいろいろな形で模索しようという時期に確認をとっていただきたい。つまり、具体的に文言をこうしろというのではなくて、検討委員会で私が意見書で書いたような方向性をこの素案は持っていると思うので、その方向でいいのかどうか。森林組合はどうするんだと。いやいや大丈夫、自分たちは今までやってきたんだから、その枠の中でやれるというような発言だったが、あれはあくまでも補助金前提の話。これはそういう議論ではないので、勿論、補助金は使うけれども補助金をベースにして、補助金の枠の中でやるという話ではないので、ちょっと不安である。本当に森

林組合はそれでいいのか。余りにも組織と影響力が大きいので、もし、かなり先までいって、いやいやそんなことは聞いていないよということになると、物すごく混乱すると思う。

○座長

非常に重要な件だと思う。予算を伴っての話あるいは予算が更にスパンできるんだという前提では大間違いだということは重々わかっているかと思うが、更に確認はする。

○委員

1点だけ。この検討委員会には所有者としては3人おられるが、ほかの方は所有者ではないと認識している。その所有者3人すべてが今出ているペーパーに不安を持っていて、計画制度と人の関係、持続的な森林経営と経営する意思と新しい制度の関係に不安を持っているということを再度、3人ともということを指摘させていただきたいと思う。

○オブザーバー

取りまとめということで確認させていただきたいけれども、期限が限られているということがある。時間切れで押し切るといのは私たちも避けたいものだから、可能な限り皆様方の御希望を勘案して作成したいと思うけれども、その中で時間との関係でどうしてもここは調整が必要だという部分があれば、今回は余りはっきり書かないで、今後検討するような書きぶりにならざるを得ないのかなと思うけれども、その点を御確認いただければと思う。

○座長

当然そうならざるを得ないのかなと私も思う。

○委員

今回は随分下線で書き込んでいて、まだ調整が足りないんじゃないかというところがあるかと思う。むしろ、少し戻してもいいから、それは今後の検討ということで少し引いておく方がいいところもあるのではないかと感じている。

○座長

それも意見としていただく。

それでは、声がなかったものだから再度提案する。今までいただきました意見を踏まえて、大臣に報告する中間報告の案文については、座長と政務官と梶山審議官、そして、検討室に御一任をいただくということによろしいか。

(「異議なし」と声あり)

○座長

それでは、今のようなことで、できる限り皆さんの意向を踏まえた中間報告にしたいと思う。